

情報ファイル

INFORMATION



国民健康保険税 特別徴収(年金天引き) 10月から始まります

10月から、65歳以上75歳未満の国民健康保険(以下国保)の被保険者のみで構成された世帯を対象に、社会保険庁が年金受給者に支払う年金から、国保税を天引きする特別徴収が始まります。

ただし、対象となる方は次の①から⑤すべてに該当する場合があります。

- ① 国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満で構成されている世帯の世帯主の場合。ただし、擬制世帯主(他の健康保険に加入している世帯主)は除きます。
- ②すでに介護保険料が特別徴収(年金天引き)されている場合。
- ③年金額が年額18万円以上の場合。
- ④国保税と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える

えない場合。
⑤年金が担保にされていない場合。

※なお、年度の途中で65歳・75歳に到達した方は、対象外となります。

該当となる方は、平成20年度分の国保税額(本算定額)から第1・2期納税通知額(仮算定額)を控除した額を4で割った額を第3期とし、普通徴収により納めていただき、第4期から6期までの3回を特別徴収(年金天引き)とします。

詳細については、市民窓口グループまで問い合わせてください。

問合せ先

市民窓口グループ

☎52-1111(内線216・261)

国民健康保険税

納めないとうとうなるの

国保は、いつ病気やけがをしても安心して医療を受けられるように、加入者みなでお金(国保税)を出し合って、必要な医療費を負担していくという助け合いの制度です。

災害など特別な理由もなく国保税を納めない方には、納めている方との公平性を維持するため、「短期保険証」や「資格証

明書」が交付されるなどの滞納措置がとられることとなります。また、督促を受けたり、延滞金が増算されたりするだけではなく、滞納処分(財産の差し押さえなど)の対象になることがあります。

「短期保険証」とは 国保税を滞納している世帯に交付される、有効期限の短い保険証です。国保の給付を受けることはできませんが、更新のたびに納税相談を行っていただき、国保税の納付をお願いします。

「資格証明書」とは 国保税の滞納が1年続いた場合に、保険証を返還していただき、その代わりに交付する証明書です。「資格証明書」は国民健康保険に加入しているということを証明するだけであり、保険証のように1〜3割の負担で医療が受けられることができなくなり、かかった医療費の全額をいったん自己負担しなければなりません。後日、申請により医療費の7〜9割が払い戻されます。

さらに滞納が続くと「資格証明書」を交付されている世帯が、納期限から1年6か月経過しても滞納を続けている場合は、国保の現金給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など)の一部ま

たは全部が差し止められます。なお滞納が続く場合は、差し止められている現金給付の全部または一部が、滞納している国保税に充てられることとなります。

納付が困難なときはご相談ください

災害などやむを得ない事情により国保税の納付が困難な場合は、申請により国保税の減免が認められることがあります。

また、分割納付などでもできる場合がありますので、滞納のまま放置をせず、早めにご相談ください。

問合せ先

市民窓口グループ

☎52-1111(内線216・261)

※納税については、収納グループ(内線241・242)

善意を
ありがとうございます
ございました

(敬称略)

社会福祉協議会へ

株式会社日立ビルシステム
中部支社